

令和4年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

令和5年3月



杉並区

目 次

はじめに	1
第1章 外部評価の概要	2
1 施策評価・事務事業評価	2
2 財団等経営評価	3
第2章 外部評価結果	4
1 外部評価対象施策等	4
2 外部評価結果及び所管の対処方針	5
○施策評価	5
○事務事業評価	24
○財団等経営評価	32
第3章 まとめ	34
1 令和4年度評価を終えて	34
(1)令和4年度の外部評価について	34
(2)行政評価制度について	35
2 各委員の主な意見	36
資料編	
資料1 外部評価委員会 委員名簿	40
資料2 令和4年度外部評価委員会の活動	40
資料3 杉並区外部評価委員会条例	42

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足し、今年度で21回目を数えます。

令和4年度は、8月8日付けで、岸本聡子区長から、「令和4年度に区が実施した行政評価」及び「令和3年度に区が発注した工事等の入札その他の契約」について意見するよう、諮問を受けました。その後、評価表等の確認や各所管課との質疑・意見交換に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、しばらく休止としていた現地視察も3年ぶりに実施するなど、計6回の委員会を開催し、闊達な協議を重ね、当委員会の答申として本報告書をまとめました。本報告書を全庁で広く共有し、今後の取組をより良くするための参考としていただければと存じます。

区は、今年度、基本構想の実現に向けた具体的な道筋である9か年の計画「総合計画」及び財政上の裏付けを持つ3か年の計画「実行計画」に基づき、各施策の目標達成に向けた具体的な取組をスタートさせました。また、こうした中で、この間の当委員会の意見等を踏まえ、行政評価の実効性を高めるための行政評価制度の見直し・改善にも取り組まれました。令和5年度から運用が開始される、この新たな行政評価制度のもとで、総合計画・実行計画の取組が着実に進められるとともに、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営が推進されることを期待しております。

最後になりましたが、当委員会の活動が、今後も、区政運営におけるPDCAサイクルのより一層の徹底と、区政の透明性の確保に大きな役割を果たし、区民の皆様の区政への関心を高め、区政参画の一助にさせていただけることを願っております。

今年度、外部評価の対象となった所管課の皆様には、お忙しい中、ご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

令和5年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 外部評価の概要

外部評価は、区が実施した施策評価、事務事業評価及び財団等の経営評価について、杉並区外部評価委員会(以下「当委員会」)が第三者の視点から再評価を行うものです。

1 施策評価・事務事業評価

(1) 外部評価の対象

当委員会では、区が令和3年度の取組に対し自己評価した32施策及び全事務事業の中から5施策及び4事業を外部評価の対象としました。(4ページ参照)

(2) 外部評価の進め方

外部評価をする際は、選定した施策評価表と、この施策を構成する事務事業の評価表及び選定した事務事業評価表(主に施策を構成しない事務事業から選定)の自己評価を確認するとともに、関連資料にも目を通すなど必要な調査を行いました。さらに、所管課に対するヒアリングを通じた意見交換や現地視察による現状把握を行いました。

〈評価対象数〉

	施策評価	事務事業評価
区の評価対象数	32施策	610事務事業 〔施策を構成する事務事業 411事業〕 〔施策を構成しない事務事業 199事業〕
外部評価対象数	5施策	72事務事業 〔施策を構成する事務事業 68事業〕 〔施策を構成しない事務事業等 4事業〕

(3) 外部評価の視点

外部評価では、目標値の達成度、指標の適切性、費用対効果や効率性、区民サービスの向上などに対する評価の視点や課題認識が適切かといった観点から評価を行いました。また、評価表の記載などについても、分かりやすい内容となっているか、分析結果を目標達成に向けた改善や見直しにつなげているかなどといった点から評価を行いました。

なお、施策評価における「今後の施策の方向」については、施策目標達成に向けた中長期（概ね3年～5年程度）の視点に立って自己評価を行うこととなっており、外部評価においても、この考え方に基づいて、区の自己評価が適切か確認しています。今後の施策の方向の各項目の定義は以下のとおりです。

「今後の施策の方向」の項目別定義

項目	定義
拡充	コストを増やし、成果をさらに上げる
サービス増	コスト維持のまま、効率化や手法の転換等により成果を向上させる
現状維持	コスト・成果とも現状を維持する
効率化	コストを削減する一方で、効率化や手法の転換により成果を維持する
縮小・統廃合	コストを削減して、成果も縮小する（サービスの縮小または他施策に統合）

2 財団等経営評価

（1）外部評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体に対する経営評価を行いました（令和4年5月～8月）。当委員会では、その中から、公益社団法人杉並区シルバー人材センターの1団体を外部評価の対象としました。

（2）外部評価の進め方

外部評価の際は、財団等経営評価表（財務状況の概要、事業分析等）を確認するとともに、団体や所管課に対するヒアリングを通じた意見交換を行いました。

（3）外部評価の視点

外部評価では、団体や所管課が実施した経営評価などをもとに、それぞれの事業目的の達成に向けて効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価するとともに、評価表の記載などについても、分かりやすい内容となっているか、分析結果を目標達成に向けた改善や見直しにつなげているかなどといった点から評価を行いました。

（参考）財団等経営評価に対する外部評価

財団等経営評価実施団体	外部評価実施年度				
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	○				
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団			○		
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会		○			
公益社団法人杉並区シルバー人材センター					○
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク					
一般財団法人杉並区交流協会				○	

第2章 外部評価結果

1 外部評価対象施策等

(1) 施策(5施策)

目標	施策番号・施策名		頁
災害に強く安全・安心に暮らせるまち	1	災害に強い防災まちづくり	5
健康長寿と支えあいのまち	1 7	障害者の地域生活支援の充実	9
人を育み共につながる心豊かなまち	2 1	子育てセーフティネットの充実	1 3
人を育み共につながる心豊かなまち	2 7	学校教育環境の整備・充実	1 6
人を育み共につながる心豊かなまち	3 2	地域住民活動の支援と地域人材の育成	2 0

(2) 事務事業(4事業)

事務事業整理番号・事務事業名		頁
4 8	選挙に関する常時啓発活動	2 4
5 1	監査委員・事務局の運営	2 6
1 1 2	体育施設の維持管理	2 8
2 5 9	学童クラブ事業	3 0

(3) 財団等経営評価(1団体)

団体	頁
公益社団法人杉並区シルバー人材センター	3 2

2 外部評価結果及び所管の対処方針

施策1 災害に強い防災まちづくり

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和3年度 事業費(決算額)
354	防災まちづくり①	501,835
358	不燃化促進住宅管理	1,446
378	耐震改修促進	1,473,191
380	ブロック塀等安全対策支援事業	14,972
396	道路等清掃	123,706
401	水害多発地域対策の推進	16,494
402	橋梁の長寿命化と補強・改良	99,132
403	河川維持管理	209,545
405	水防対策	45,813
406	雨水流出抑制対策等工事助成	15,362
407	排水場維持管理	684
408	公共溝渠維持管理	7,991
421	公園のリニューアル①	4,510

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策1 災害に強い防災まちづくり

施策目標 (令和3年度の姿)	○区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に避難・救護の拠点となる震災救援所(区立小中学校等)周辺などの不燃化と木造住宅密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。 ○総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。
-------------------	--

		令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績
成果指標	区内建築物の耐震化率	92.0%	96%	92.9%
	木造住宅密集地域の不燃領域率(不燃化特区)	61.3%	—	—
	雨水流出抑制対策施設の整備率	54.4%	60.0%	55.5%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	建築物の耐震化については、区内建築物の更なる耐震化に向けて杉並区耐震改修促進計画を改定したほか、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修助成件数は、これまで継続して取り組んできた効果もあり、令和2年度に比べて増加しました。また、杉並区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づきチラシの配布等を行い、耐震化の重要性や助成制度等の周知に努めました。建築物の不燃化については、各種支援制度の周知を行いながら不燃化建替への促進を図るとともに、不燃化特区においては、優先整備路線の拡幅用地や公園用地の確保、地元住民との防災まちづくりの検討会等を行いました。橋梁については、長寿命化修繕や耐震補強工事等を着実に実施しました。今後も定期点検を含めた予防保全型の維持修繕により安全性を確保し、かつ効率的な管理を進めます。雨水流出抑制対策については、公共施設をはじめ、民間施設への対策指導・協力要請や個人住宅等への雨水浸透施設設置助成を実施するなど、流域対策の目標の達成に向けた官民一体となった取組を行いました。また、局地的大雨にも迅速に対応できる水防態勢の強化や、区民への迅速・的確な情報提供を行うために、日頃の備えから避難行動に至るまでの役立つ情報をまとめた「水害ハザードマップ」の周知やIoT街路灯システム [※] を活用した河川状況のライブ映像配信を開始するなど、水害に強いまちづくりを推進しました。 ※IoT街路灯システム: インターネットにつながった街路灯に設置したカメラやセンサーなどを管理するシステム
改善・見直しの方向(中長期)	今後の施策の方向 <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
	今後の進め方 建築物の耐震化については、令和3年度に改定した杉並区耐震改修促進計画に基づき、更なる耐震化の向上を目指すとともに、区民への耐震化に関する理解促進や支援・助成制度の普及啓発を図ります。建築物の不燃化については、新基本構想を踏まえ、震災救援所周辺等の不燃化を引き続き推進するとともに木造住宅密集地域等を中心に不燃化建替支援の強化を図ります。さらに不燃化特区については、引き続き地区住民と防災まちづくりを推進し、道路や公共空地など基盤整備の強化を図ります。橋梁については、予防保全型の修繕方針に沿って、事業費の平準化にも配慮しながら安全かつ効率的な施設管理に努めていきます。治水対策として重要な役割を担っている雨水流出抑制対策については、周知活動の強化とあわせて効果的な取組の検討を進めながら促進を図っていきます。水防対策については、既存のシステムやIT技術を活用した、より効果的な情報提供について検討を行い、局地的大雨にも柔軟に対応できる水防態勢を充実していきます。また、東京都が進める河川・下水道整備の早期実現に向け、都との連携・協力を強化するなど、治水対策を総合的に推進していきます。

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>○本施策はハード面の整備／改修によって防災性を高める事業がほとんどを占め、それなりのコストを要することに加えて、区民にも負担や労力を求める必要があることから、各事業の実施にあたっては区民の理解と協力が不可欠となっています。施策の成果は着実に上がってきていると評価できますが、施策に係る区への対応・努力、事務事業の進捗状況や課題等について、区民に対してさまざまな機会や媒体をとおして情報発信をしていただきたいと思いますと考えます。</p> <p>○所管による自己評価では、「今後の施策の方向性」が「拡充」となっていますが、成果をさらに上げていくことは良いとしても、どの部分にコスト増が必要なかが「今後の進め方」の記載からは分かりません。何故に「拡充」なのかが分かるような記述が求められます。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>○総事業費や単位当たりコストが大幅に増えている、もしくは減っている場合、その理由を評価表の特記事項にでも記載したほうが良いと考えます。計画値を見直した場合についても同様です。</p> <p>○活動指標・成果指標の設定根拠、活動指標と成果指標との連動性について説明がないと、指標の妥当性が判断できない場合が多々みられます。</p> <p>○「不燃化促進住宅」がいかなるものを指すのか、「耐震改修促進」については主な取組の件数と活動指標の件数との違いがどこからくるのか、「雨水浸透・貯留施設の設置個所数」という活動指標に対して実績値は雨水浸透ますのみの数字しか計上されていないのはなぜか等々、評価表では説明を欠いており、意味内容が判然としない記述が多くみられます。こうしたことのないよう、他者が理解しやすい記載内容になっているかを意識した記述をお願いしたいと考えます。</p>
<p>施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>○整理番号354の「防災まちづくり①」の成果指標(1)「木造住宅密集地域の不燃領域率」については、ちょうど計画期間のはざまにあるということで、計画値も実績値も両方入っていませんが、少なくとも実績値は入れたほうが良いと思われます。併せて、新たな計画のもとでの目標値についても、区の実情を踏まえて設定しなされたこととあれば、その旨の記載もしていただきたいと思います。</p> <p>○同じく「防災まちづくり①」の「不燃化助成」について、助成対象となる不燃化を求められるエリアとしてパンフレットの地図上で色付けされている部分の不燃化率がどの程度なのかを把握して、助成による成果が見えるようにしていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>○整理番号378の「耐震改修促進」については、計画値と実績値が大きく乖離しており、また、令和4年度からの計画値を大幅に見直している理由について、評価表に記載したほうが良いと思われます。</p> <p>○整理番号405の「水防対策」については、活動指標(1)「水防態勢の回数」と成果指標(1)「要望件数」が連動していると考えられるのか疑問があります。水防態勢は必要な時に100%しかれるべきであることからすると、回数よりは注意報などの発令時に水防態勢を取った割合を活動指標としたほうが良いのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。</p> <p>○整理番号406の「雨水流出抑制対策等工事助成」については、令和5年度の方針に記載があるように、助成件数は減少傾向にあり、加えて河川流域の豪雨対策計画改定によって目標対策量が増加したこととともない、グリーンインフラの考え方やシミュレーション技術による効果的な対策といった新たな視点による取組みが必要になっているとの認識は重要であると考えます。特にグリーンインフラの視点は、気候変動適応策としても重要であり、区としての適応計画における位置づけと併せて、しっかりと検討を進めていただきたいと思います。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【施策内容への評価】 ○各事業の進捗状況や課題について、これまでも機会あるごとに広報や区ホームページ等を通じて区民周知を行ってきましたが、今後さらに工夫を図りながら情報発信に努めてまいります。 ○令和5年度から、老朽木造建築物の除却や不燃化建替えの助成対象地域を拡大することから「拡充」としています。今後、同様の理由による「拡充」等がある際には、その理由にも触れるようにします。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 ○総事業費や単位当たりコストの増減理由や計画値の見直しについて、特記事項に記載するようにします。 ○活動指標・成果指標の設定根拠や、活動指標と成果指標との連動性に関する妥当性について、わかりやすい説明をするようにします。 ○施策の目標、成果指標、活動指標、取組実績など、それらの意味内容や繋がりが伝わる記載を心掛けてまいります。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】 ○整理番号354の「防災まちづくり①」の成果指標(1)については、ご指摘の通り、旧総合計画では令和2年度までの事業計画としていたため、計画値・実績値ともに0の表記となりましたが、現総合計画で新たに目標値を掲げましたので、今後は実績値を記載します。 ○「防災まちづくり①」の「不燃化助成」について、助成対象地域において不燃化の状況は可能な限り把握するよう努めておりますが、助成の成果を見える化することは難しく、今後もどのような表現で成果を示せるか検討してまいります。 ○整理番号378の「耐震改修促進」については、令和3年度の計画値は、平成24年～平成33年の杉並区実行計画を策定するときに設定した計画値です。平成24年は、東日本大震災後で耐震診断・耐震改修件数もかなり多く、耐震化率も80.1%であったことから、目標達成のためその時の実績等をもとに設定したものです。令和4年度の計画値は、近年の実績や令和2年度末の耐震化率が92.0%であることから設定し直したもので、令和4年からの新たな杉並区実行計画で示しているものです。わかりやすく評価表へ記載します。 ○整理番号405の「水防対策」については、成果指標(1)「要望件数」を大雨・洪水等の注意報が発令された際に水防態勢を取った割合とします。 ○整理番号406の「雨水流出抑制対策等工事助成」の取組については、現在、グリーンインフラを活用したまちづくりを視点に加え、改定作業を進めている「杉並区まちづくり基本方針」なども踏まえ、今後、更なる促進に向けた検討を深めてまいります。</p>
------	--

施策 17 障害者の地域生活支援の充実

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和3年度 事業費（決算額）
175	障害者自立支援サービス	7,866,442
177	障害者の日常生活支援	129,515
178	障害者利用者負担軽減	7,825
183	生活リハビリ事業	1,788
184	障害者入所施設への入所者推薦	122
185	障害者手帳の交付等	1,114
194	障害者グループホームの支援	142,901
195	障害者の権利擁護の推進	661
197	障害者の地域生活支援体制の充実	209,404
198	発達障害者支援の充実	1,757
200	障害者生活支援サービス	69,710
201	障害者手当等支給	1,954,931
218	基幹相談支援センター等の維持管理	4,943
224	障害者グループホーム等の整備	9,207
307	障害者施設入所者等に対する健診	6,649
321	精神保健・難病対策②	7,041

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策17 障害者の地域生活支援の充実

施策目標 (令和3年度の姿)	○誰もが身近な地域で住み続けるために、障害の種別や程度に応じたきめ細かなサービスが提供できる相談・支援機能の拠点が整備されています。 ○住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、障害の種別や程度に応じた住まいが整備されています。 ○障害者の権利擁護の取組が推進され、差別や虐待がなく社会生活が円滑に営まれています。
--------------------------	---

		令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績
成果指標	グループホーム利用者数	245人	245人	276人
	障害者地域相談支援センター相談件数	30,414件	30,000件	34,470件

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>障害者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、障害者地域相談支援センター(すまいる)において、きめ細かな相談を行うとともに、令和3年4月にはウェルファーム杉並内に基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点を整備しました。また、介護者が疾病等で不在になった場合などの緊急時を想定して、障害者ごとに予め備えておく緊急時対応計画の作成や支援者派遣の仕組みをつくるなど、緊急時の相談・受入体制を整備しました。</p> <p>障害の重度化・高齢化に伴い、障害者施設の需要が一層高まる中、身近な地域で充実した生活が続けられるよう、所有地を活用した知的障害者グループホーム(重度知的障害者通所施設等併設)の開設に向けて、整備・運営事業者の選定を進めました。このほか、グループホーム開設セミナーの開催やリーフレットでの周知を進め、令和3年度は新たに10施設のグループホームを開設し、目標値を超える利用者数の増となりました。</p> <p>権利擁護の取組では、障害の有無にかかわらず誰もが認め合い支え合う共生社会の実現を目指し、障害者への合理的な配慮が進むよう、障害者生活支援サイト「の一まらいふ杉並」などにより周知を図りました。なお、例年実施している障害者イベントを通じた普及啓発については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、規模を縮小して実施しました。</p>					
改善・見直しの方向 (中長期)	今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> サービス増	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 効率化	<input type="radio"/> 縮小・統廃合
	今後の進め方	<p>障害者の地域生活支援体制については、緊急時対応コーディネーターが中心となり、緊急時対応計画の作成を進めていくとともに、この計画に基づき障害者が確実に支援を受けられるよう、緊急時ショートステイ等の体制を整えるなど、地域の支援体制づくりに取り組んでいきます。併せて、障害者の地域生活の支援に欠かせない福祉人材について、人材確保・育成の強化にも取り組みます。</p> <p>また、引き続き障害者グループホーム等の整備を進めるほか、介護保険サービスへの段階的な移行が必要な障害者に対して、個々の適性や状況に合わせたサービスを提供できるよう、高齢者分野と連携した取組を進めていきます。</p> <p>障害の理解促進と差別解消の取組では、区内の様々な場所で障害者への合理的な配慮が進むよう、障害当事者や支援者、地域住民等が一体となって、共生社会の実現に向けた働きかけを行っていきます。</p>				

【外部評価】

<p style="text-align: center;">施策内容への評価</p>	<p>①評価表より、施策は着実に進展していることが理解できます。一方、区民全体への普及、そしてコロナ禍の影響からの回復という点からはさらなる取組みが必要であると考えられました。</p> <p>②グループホーム数および定員が拡充している点は、評価できます。一方、なおグループホームが適切と考えられ希望している利用者が168名いること、グループホームの定員は419名であることが、ヒアリングで明らかになりました。276名の入居者は、希望者を含めた全体(444名)の62%であることを考慮し、ニーズと資源とのミスマッチの検討および一層の拡充を目標としていただきたいと思います。</p> <p>③高次脳機能障害の社会復帰(183 生活リハビリ事業)における支援において、ヒアリングで区民(会社の同僚を含む)への周知(セミナー、リーフレット)であることが示されました。この点への取組みは重要であり、今後積極的な取組みが期待されます。また、この点について評価表には、記載がありませんが、是非記載していただきたいと思います。</p> <p>④いわゆる「ひきこもり」の方々、8050事例の方々への支援について、今後の見通しの中で、お示しいただきたいと考えます。</p>
<p style="text-align: center;">今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p style="text-align: center;">評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>①整理番号185において、相談延べ件数が、前年度406件であったものが、3,400件でした。ヒアリングでは、前年度は他の窓口で行っていた相談も加わった数値であるとのことでしたが、この点については明示していただきたいと思います。この点を明らかにすることによって、ワンストップになったことによる相談件数の増大部分(割合)が明らかにされると考えます。</p> <p>②全般的に、前総合計画の施策指標を示しているため、数値の理解を妨げているものがありますが、このような場合は、その旨を注に記載する等対応を図っていただきたいと思います。(施策全般 成果指標(1)、成果指標(2)等)</p> <p>③ヒアリングによって明らかにされた取組みが複数見られましたが、このような点については、事業実績等の自由記載にぜひ加筆していただきたいと思います。</p>
<p style="text-align: center;">施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>「183 生活リハビリ事業」において、令和2年度、令和3年度において、数値は少しずつ回復しているものの、コロナ禍であるからこそ、生活相談のニーズが増大する可能性も考慮し、アウトリーチ(機関からの働きかけ)等について検討していただきたいと思います。</p> <p>「177 在宅レスパイト訪問看護事業」については、利用者29名、利用回数266回と示されており、一人平均10回の利用でした。質疑では、在宅重症心身障害児(者)は193名、ヒアリングでは、年間96回が上限であるとのことでした。この点から、利用者は、全体の15%に留まり、全利用回数についても非常に少ないと判断されます。この点について、要因の所在を明らかにし、広報等を含めた対策を検討していただきたいと思います。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針

【施策内容への評価について】

○令和4年度、今後の区の障害者施策を推進していく上での基礎資料として、障害者実態調査を実施しています。この調査結果を踏まえながら、コロナ禍収束後の事業展開やひきこもり、8050問題^{※1}を含めた新たな課題への対応などについて検討を行い、施策に反映していきます。

○障害者グループホームには他自治体居住者も入居可能であるため、周辺自治体からの入居者もあり、定員に対して全て区民利用者が入居できる状態ではありません。しかし一方で、空室があっても入居していない事例があります。この対応には、利用者が求めるサービス提供に応えられないなどのグループホームの人材確保による質の向上が必要となります。区では、グループホームの計画から開設までを総合的に支援する「障害者グループホームマッチングコーディネート事業」を開始しました。区として、利用者が安心して入居できるように質の向上をより強力に支援していきます。

○高次脳機能障害^{※2}の社会復帰に向けた支援として、現在は、普及啓発活動事業としての支援セミナー及び家族交流会の開催、また地域の支援ネットワークを作るため関係機関との連絡会を行っています。また、それらの機会を通して杉並版支援者向けハンドブックを作成中であり、今後はリーフレットと併せて区民や当事者家族へ配布するなどして、周知を進めていきます。

【評価表の記入方法などについての評価について】

○整理番号185について、令和2年度までは福祉事務所が担当課となっていました。詳細な数値は把握していませんが、令和2年度以前も、障害者施策課において知的障害者からの相談は受けていたため、指標が単純比較できないことは特記事項等に記載したところですが、今後は、より分かりやすい記載となるよう努めてまいります。なお、相談体制の見直しにより、これまで複数回相談していたのが1回で済むなど回数^{※3}の減となることもあるため、相談件数をもってワンストップの効果を測ることは困難と考えます。

○今年度の行政評価は、令和3年度実績を確認するとともに、前総合計画の達成状況を把握することを主目的にしているものと認識しています。今後の行政評価については、総合計画等が改定されたことに伴い、成果指標等を適時見直すことにより、施策の進捗状況を適切に把握していくこととします。

○今後、事務事業評価表には、主たる取組だけでなく、当該年度に実施した取組を網羅的に記載していきます。

【施策を構成する事務事業についての意見について】

○整理番号183について、現在も入院中の訪問や家庭への訪問など出向いての相談支援も行っておりますが、対象者の状況に合わせたアウトリーチ^{※3}支援を一層充実させていきます。

○整理番号177について、在宅重症心身障害児者の中には、本事業だけでなく、通所等のサービスを利用することにより介護者のレスパイト^{※4}が可能となっている場合もあります。令和4年度からは、就労支援を理由とした利用もできることになったことから、本事業の利用者は増加傾向にあります。引き続き事業の周知に努めるとともに、学校等への付き添いにも利用を可能とするなど事業の充実について検討していきます。

※1 8050問題：高齢者の親とひきこもりの50歳代の子の世帯等が、支援につながらないまま孤立する問題

※2 高次脳機能障害：頭部のけがや脳卒中などで脳に損傷を受けたことにより、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態

※3 アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報、支援を届けること

※4 レスパイト：重症心身障害児(者)等の家族の病気や事故などで一時的に介護ができない場合、一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ること

施策２１ 子育てセーフティネットの充実

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和３年度 事業費（決算額）
２０２	母子・女性・家庭相談	１, 721
２０３	女性福祉資金貸付	１, 561
２０４	母子及び父子福祉資金貸付	３, 521
２３４	子ども家庭支援センター相談事業	４, 586
２３５	子どもショートステイ	16, 889
２３６	児童虐待対策	25, 082
２３８	ひとり親家庭支援	17, 778
２３９	児童扶養手当支給	741, 176
２４２	児童育成手当支給	540, 016
２４３	児童育成手当（障害手当）支給	47, 347
２４５	ひとり親家庭等医療費助成	85, 008
２５７	民間母子生活支援施設に対する保護委託	139, 443
２７８	見守り強化事業	9, 398
２８５	子ども家庭支援センターの維持管理	9, 453
３０１	子ども家庭支援センターの整備	10, 196

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策21 子育てセーフティネットの充実

施策目標 (令和3年度の姿)	○子育てや健康、就労などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。 ○関係機関とのきめ細かな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています。			
		令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績
成果指標	子育てを楽しんでいる人の割合	81.1%	90%	82.8%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用申請者の利用率及び1人当たりの利用回数は上昇しましたが、感染防止に伴う在宅勤務増加等の影響により利用世帯数は減少しました。このため、在宅勤務時に対応した基準を定め、適正な利用につなげました。自立支援給付金事業については、国の動きに合わせて対象講座の拡充等を行いました。令和3年度の給付金受給者の就労率は100%であり、新たな就労先やより良い勤務条件に結びつけることができたと考えられます。また、養育費確保支援事業では合計2件の助成を行うなど、ひとり親家庭の自立支援を着実に進めました。 令和3年度の要保護児童の新規受理件数は、健診未受診等の理由から安全確認が必要な児童数が減少したことなどから、令和2年度より50件減の1,099件となりました。しかしながら、ケースの内容は複雑化・多様化しており、通告内容の調査結果から支援につなげた児童数は増加しました。このため、更なる児童虐待の未然防止・早期発見に向け、地域型子ども家庭支援センターの整備や要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化に取り組みました。このことにより、子どもの変化に気付いた保育園等からの通告が増加し、早期の支援開始につなげることができました。令和3年度の子育てを楽しんでいる人の割合は目標未達となりましたが、その要因は、コロナ禍における子育て環境の変化によるものと考えています。				
	今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> サービス増	<input type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 効率化
改善・見直しの方向 (中長期)	今後の進め方 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親家庭の生活は厳しさを増しており、より安定した就業と収入を確保するための機会拡大に向けた支援がますます重要となります。就労自立を目指し支援を必要としているひとり親家庭が、早期に必要なサービスが受けられるように相談支援及び積極的な情報提供を継続していきます。また、令和4年度に助成対象を拡充した養育費確保支援事業については、引き続き周知に努め、利用促進を図ります。 児童虐待対策については、子どもの命と安全を守るため、これまで以上に迅速かつ的確な対応を行えるよう、令和8年度の区立児童相談所の開設に向けて、他自治体の児童相談所への派遣研修や子どもアドボカシー [※] 研修の実施などによる専門性の高い人材の育成・確保を計画的に進めます。また、子どもの権利に配慮した施設整備に向けて、設計等の開設準備を着実に進めていきます。さらに、子どもと家庭に関する総合相談窓口「ゆうライン」の受付時間を拡充するとともに、令和6年度に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえ、要支援家庭への支援策の充実を図るなど、子ども家庭支援センターの機能強化に取り組みます。 ※子どもアドボカシー:子どもの意見を聴きながら、子どもが自らの考えを整理することへの支援や、意見を表明することへの支援を行うこと				

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>児童虐待の防止やひとり親家庭の支援を通じて「子育てセーフティネットの充実」を図ることは重要です。問題は、この目標の達成のため必要な施策となっているか、事務事業の構成はこれで十分かです。就労支援をするならば就労率を高めると同時に収入増を図れる施策が必要です。また、マイナスの事態の減少するには、既の実施している虐待などへの事態対応以外に未然に抑止できる相談や要因分析(リスク)を更に強化することが重要であり、多忙な中でも相談業務などの情報・データの活用を図ることを検討していただきたいと考えます。</p> <p>【施策の総括評価に対する評価】 児童虐待対応件数が増加したことは成果なのか、状況悪化なのかは潜在的な児童虐待数を把握しないと区への対応が前進したかは判断できません。重要なことは潜在的なリスクを事前に防止し、顕在化した虐待を早く対応解決することです。さらにセーフティネットの充実で子育て世帯の増加を図れることが区の政策として重要です。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合</p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>ひとり親家庭への支援や未然防止を含む児童虐待対策が施策目標ならば、それに見合った指標が適切です。子育て世帯全体の指標を成果指標にするのは子育て政策全体の指標ならば適切ですが、対象集団が限定されている場合には集団にあった指標を設定することが重要です。新型コロナの影響は需要やサービス量が減る場合と増える場合があり、両者の区分が分析に必要です。</p>
<p>施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>児童虐待対策(236)では、未就園児等の調査の減少により新規受理件数が前年度を下回ったと記載されていますが、この意味するところが区民にはわかりにくいです。コロナの影響なのか不明です。</p> <p>(238)のひとり親家庭支援のうち就労の訓練給付金は10件と少ないですが、その理由は何でしょうか。より良い勤務条件になったことを確認しているのでしょうか。</p> <p>(239)の児童扶養手当にかかる現況届の回収率は低下していますが、目標の100%でなく9割で十分なのでしょうか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【施策内容への評価について】 ○相談業務などの情報・データの活用の重要性は認識しているところです。これまでも、相談業務等の情報から、児童虐待の未然防止には子育ての負担感の軽減や孤立しないための子育て支援策が有効と分析しており、新たな事業の実施や拡充につなげています。ひとり親家庭の支援については、令和2年度にひとり親家庭実態調査を実施しており、こうしたデータを活用し、必要な支援の構築につなげています。</p> <p>【施策の総括評価に対する評価について】 ○潜在的なリスクの事前防止と顕在化した虐待の早期対応は、重要であると考えており、相談内容や関係機関等の情報から、支援が必要な家庭の把握にこれまで以上に取り組むとともに、発見した場合には、速やかに対応していきます。</p> <p>○子育てセーフティネットの充実が、子育て世帯の増加に直接影響するとは考えていませんが、子どもが安全に育つ環境づくりに努めていきたいと考えています。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】 ○指標につきましては、対象集団に合ったものが重要と考えており、今後の評価指標の設定は、これを踏まえたものといたします。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】 ○児童虐待対策(236)の新規受理件数の減少については、コロナ禍における外出自粛の緩和により、居所不明の要保護児童が減少したことによります。今後、事務事業評価の作成に当たっては、区民にとって分かりやすい表現に努めます。</p> <p>○238のひとり親家庭支援のうち、就労訓練給付金の実績が減少傾向にあることは課題であり、これまでも周知に努めてまいりましたが、当事業がより有効に活用されるよう、他自治体の取組なども参考に情報提供の仕組みを検討していきます。また、資格取得後及び教育訓練終了後の就職状況を確認し、必要なアドバイスを行うなどの取組を行っています。今後は、安定的な生活が継続できるよう、一定期間経過後に改めて状況を確認し必要な支援を行うなどの方策を検討していきます。</p> <p>○239の児童扶養手当にかかる現況届については、未提出者へは定期的な催告を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して提出を求めています。引き続き、100%を目指して回収に努めてまいります。</p>
-------------	--

施策 2 7 学校教育環境の整備・充実

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和3年度 事業費（決算額）
464	情報教育の推進	2,132,731
472	教職員の研修②	2,076
477	学校図書館の充実	2,626
483	小学校の維持管理	117,559
488	小学校の施設整備	612,743
489	小学校空調設備整備	107,480
490	富士見丘小・中学校の改築	1,069,070
491	杉並第二小学校の改築	952,262
493	中学校の維持管理	44,790
498	中学校の施設整備	171,169
499	中学校空調設備整備	42,094
500	富士見丘小・中学校の改築	6,759
501	中瀬中学校の改築	66,171

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策27 学校教育環境の整備・充実

施策目標 (令和3年度の姿)	○安全で良好な学習環境が整備された学校で、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送っています。 ○学校の図書環境が充実して、子どもたちが本と触れあう機会と仕組みが整備され、子どもたちの読書活動が活発になっています。 ○電子黒板とタブレット端末により、動画やカラー画像など、多彩で魅力的なデジタル教材の利用ができる環境が整備されています。
--------------------------	---

		令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績
成果指標	小中学校の老朽改築校数	8校	8校	8校
	児童・生徒用端末1台当たりの児童・生徒数	1.0人	1.0人	1.0人
	学校図書館の年間平均貸出冊数 (児童・生徒一人当たり)(小学校)	49.0冊	48.0冊	54.1冊
	学校図書館の年間平均貸出冊数 (児童・生徒一人当たり)(中学校)	12.0冊	15.0冊	11.2冊

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>杉並第二小学校、富士見丘小学校・富士見丘中学校の改築事業について、計画どおり建築工事に着手し、子どもたちの安全で良好な学習環境の整備を進めました。中瀬中学校では、基本設計が令和3年7月に完了し、改築工事に向けて事前調査を進めました。また、令和元年度から開始した小・中学校の屋内運動場への空調設備設置等整備を完了しました。</p> <p>学校図書館においては、学校司書の全校配置から10年が経過し、活発な読書活動や学校図書館を利用した授業が定着してきました。蔵書冊数の基準となる「学校図書館図書標準」について、全校達成まで残り3校となりました。また、学校図書館を利用する授業の増加、読書月間等での読書イベントや学校司書による本の紹介などの取組により、貸出冊数が全国平均を上回るなどの成果につながりました。</p> <p>情報教育の推進については、令和4年1月に校務パソコンの更新作業を実施しました。また、校内ネットワーク用の無線アクセスポイントを増設し、通信環境を改善するとともに、児童・生徒1人1台専用タブレット端末で利用可能なAI型学習ドリルの導入などにより、家庭学習環境の充実を図りました。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>今後の進め方</p> <p>杉並第二小学校、富士見丘小学校・富士見丘中学校については、令和3年度から建築工事に着手し、杉並第二小学校は令和5年11月、富士見丘小学校は令和5年6月に校舎竣工の予定です。中瀬中学校については、改築検討懇談会による検討や基本設計が完了し、実施設計や仮設校舎の設置など改築工事に向けた取組を進めます。また、学習環境改善のため、普通教室、特別教室や屋内運動場への空調設備の整備が完了し、続いて少人数教室などへの整備に取り組んでいきます。</p> <p>学校図書館においては、今後も小中学校全校に学校司書を配置し、図書館機能の充実を図っていきます。児童・生徒の探究学習や情報活用能力の育成のため、学校図書館活用実践校事業において、デジタル資料と図書資料の併用により授業を行うモデル実施校を支援し、その取組内容を研修などを通じて全校へ共有していきます。</p> <p>学校ICTの推進については、児童・生徒1人1台専用タブレット端末と学習支援ソフトやデジタル教材を効果的に活用し、学習を進めていきます。また、タブレット端末を安定的かつ効果的に運用できるよう杉並区デジタル戦略アドバイザー制度を活用するなどし、通信ネットワーク環境の改善に取り組んでいきます。</p>

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>①施策評価表Ⅰの成果指標(4)で「学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり)(中学校)があり、令和3年度で計画15冊に対し、実績が11.2冊で、かつ、令和2年度の実績12冊より下回っているにもかかわらずその原因分析、対策の記述がありません。(小学校の方は、令和3年度で実績が計画値より上回り、かつ、令和2年度より、実績値ベースで伸びています。)事業評価表(1)整理番号477でも、「中学校では、令和2年度の目標14.5冊から令和3年度の15冊へ目標値が上がった中で、前年度と同数の学校が目標冊数を達成しました。」との記載で、目標未達の原因分析、対策について記載がありません。原因分析等について記載すべきと思われます。</p> <p>②施策の総括評価(平成24年度～令和3年度)については、記載された3つの指標について、着実に実績が向上している点が評価できますが、中学校の図書館の平均貸出冊数については、目標値を下回っているため、その総括の記載が必要と思われます。</p>
<p>今後の施策の方向 (中長期)</p>	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合 </p>
<p>評価表の記入方法 などについての評価</p>	<p>指標の適切性について</p> <p>①施策評価表Ⅰの成果指標(2)で「児童・生徒用端末1台当たりの児童・生徒数」があり、令和2年度の段階で一人1台が実現しており、令和3年も計画、実績とも一人1台で、令和4年も一人1台の計画となっておりますが、すでに令和2年度で一人1台は達成しているので、内容の充実等の次の段階の目標に変更していくべきと思われます。</p> <p>②教職員用パソコンの配備台数が、活動指標と成果指標の両方に設定されていますが、各教職員について、1台パソコンが配備されている中、教職員用パソコン配備台数の目標値の設定は意味がないと思われます。</p> <p>③情報教育の推進に関する活動指標(2)の「教育用パソコン1台当たりの児童・生徒数」目標、実績とも2.5人との記載について、「教育用パソコン」は、主にコンピュータ室に置かれたパソコンを指し、現在は、児童・生徒に一人1台タブレットが配備されているため、2.5人とは誤った情報であるとのことなので、当該情報は評価表から削除すべきと思われます。</p> <p>④教職員の研修に関する成果指標(1)で「ICT活用研修に対する参加・出席教職員の肯定率」(4段階の上位2位までの率)が設定されており、令和元年から3年まで、計画、実績とも100%となっています。ICT活用研修自体については、時代の流れで、否定する意見は少ないと思われる、より研修自体の向上を目指した新たな指標も設定すべき段階にきていると思われます。</p> <p>⑤学校司書配置校数などの活動指標で、計画比100%がほぼ決まっている指標について、より個別な課題などに対する努力目標的な活動指標の設定を検討すべきと思われます。</p> <p>⑥教職員のICT研修について、教職員のICTスキルを区全体で計画性をもって向上させるため、毎年、どのくらいの人にどのような研修を受講してもらうか等の研修の活動目標を設定するのは有用と思われます。</p>
<p>施策を構成する事務 事業についての意見</p>	<p>約3万台のタブレットの保守業務を今年度まで入札をせず、業者を指定して行ってきたことですが、コスト削減を目指し入札方式に変更すべきと思われます。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針

【施策内容への評価について】

①中学校の学校図書館の年間平均貸出冊数(児童・生徒一人当たり)については、ご指摘のとおり、目標未達成の原因分析や対策について、記述すべきでした。貸出冊数が伸びた学校よりも、減り幅が大きい学校が多かったため、前年度よりも減となっています。冊数の目標未達成については、主に朝読書の実施の有無、授業での学校図書館の活用度合や教員の生徒への働きかけ、生徒間の情報交換の機会の頻度などが原因としてあります。コロナ禍で貸出冊数制限を緩和していたのを、元の冊数に戻した学校が複数校あったことも原因の一つと考えられます。対策として、学校への朝読書の働きかけを積極的に行い、読書イベントの具体例を学校間で共有したり、学校図書館の授業活用を活性化したりするよう促していきます。

②中学校の図書館の平均貸出冊数は、この3年間、目標値を達成することができておりません。読書以外に中学生の興味関心をひく様々なことがある中で、冊数が急激には落ちなかったことは、上記①の取組が一定程度は効果を上げたと考えています。しかし、現状の取組以上の対策が必要と認識しており、読書の質の向上や、幅広い分野の「読書」という点でも、学校図書館の活用と読書指導にさらに力を入れてまいります。

【指標の適切性について】

①児童・生徒用端末1台当たりの児童・生徒数については、ご指摘のとおり、令和2年度に一人一台の配備を達成しています。この間の取組を通じて、タブレットの活用の成果が確実に出てきていることから、委員のご意見を踏まえ、今後の充実の方向性を検討し、次の段階の目標への変更に向けて指標を見直してまいります。

②、③の教職員用パソコンの配備台数や教育用パソコンの目標値、台数の設定についても、①の指標を見直す際に改めて見直してまいります。

④研修に対する参加者の肯定率については、全ての教員・教育関係者のニーズに応じた内容が提供できているかを測るために、引き続き指標として設定していきたいと考えます。

なお、事業の目的が「教員等のICTを効果的に活用した指導力の習得」であることから、ご指摘のとおり研修自体の向上を測ることができる指標に加え、教員等が研修を通して身に付けた指導力を授業において効果的に活用できているかを測る指標も必要であると考えます。

当該事業の成果を測るための適切な指標については、現在も学校へ定期的に行っている日常の授業等における児童・生徒1人1台タブレット端末の活用状況、また導入している学習支援ツール等の活用状況の調査も参考にしながら、検討してまいります。

⑤学校司書配置校数については、対外的に杉並区の学校図書館活動の充実度を表す数値であり、今後も100%配置を継続していくことの表明でもありますが、今後の活動指標は「杉並区子ども読書活動推進計画」に掲げている小・中学生の未読者の割合(数値目標は平成28年度実績の3割減)に変更します。

⑤維持管理費については、小学校と中学校の維持管理事業があり、同じ指標を定めています。機械警備実施数を活動指標にしており、小学校は令和4年度に全校実施となりましたが、中学校ははまだ1校を残し完了していませんので、この指標は継続したいと考えています。しかし、近い将来、中学校も全校実施となる見込みなので、新たな指標を検討してまいります。

⑤改修工事実施校数、改修工事実施割合については、予算見積の段階で改修工事の必要性等を精査し、改修工事実施校を決定していることから、適切な指標であると考えます。今後も、施設の機能や教育環境の維持・向上を目指し改修工事を実施してまいります。

⑤空調設備整備についても、小学校と中学校の整備事業がありますが、特別教室と体育館の整備については、令和3年度をもって完了しました。新たに給食室の整備を進めていますので、これを指標としたいと考えています。

⑥済美教育センターでは今後、従来の集合型研修から教員個々の希望やICT活用習熟度に応じた研修を充実していく方針です。その一環として、オンラインでの研修受講や研修動画配信など、教員がいつでも希望する研修を受講可能な様に研修形態を展開していくことを検討しています。

また教員免許更新制の廃止に伴い、国や都が実施した研修を含め、学校管理職による教員ごとの研修の記録作成が義務付けられました。その記録を基に教員が受講したICT研修を把握する事も目標管理の手段の一つとして考えられます。

そのような状況を踏まえ、研修シラバスを中心として今後の研修プランを策定し、適正な目標管理に向け協議してまいります。

【施策を構成する事務事業についての意見について】

児童・生徒用タブレット端末の保守は機器の単純な修理のみでなく、新たなソフトウェア導入やアップデートの適用作業、障害事象が発生した際の状況調査やそれに基づく対処など、運用面での保守を実施します。履行にあたっては、保守業者に対して区のネットワーク環境やシステム環境を開示することになりますが、参入業者が多くなればこれらの情報を多くの業者が把握していることとなり、過度な情報の開示はセキュリティリスクになり得ます。

現状、タブレットの保守については、端末の導入時期の違いから、2つの業者が携わっています。契約更新の際に、2社での見積もり競争を実施した上で、両者の履行内容や費用を比較検討することにより、業者側にもご指摘のように費用や時間の削減を促すことができると考えております。

施策3 2 地域住民活動の支援と地域人材の育成

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和3年度 事業費(決算額)
058	地域住民活動の支援	111,047
060	NPO等の活動支援	50,336
061	地域人材の育成	21,149
062	公共施設予約システム維持管理	54,633
077	地域集会施設等維持管理	1,098,049
079	阿佐谷地域区民センターの移転整備	1,427,720
080	高円寺地域区民センターの改修	174,329
081	コミュニティふらっとの整備	213,433
095	高円寺区民事務所の改修	24,275
296	阿佐谷児童館の移転整備②	0
515	社会教育センターの改修	829,428

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成

<p>施策目標 (令和3年度の姿)</p>	<p>○地域住民や町会・自治会をはじめとする地域活動団体間の協働により、地域の課題は区民が自ら考え解決していく「自治型コミュニティ」の形成が進んでいます。</p> <p>○協働事業の推進により、区と地域活動団体間、あるいは地域活動団体間の相互のネットワークが形成され、地域課題を解決するための「協働の輪」が広がっています。また、NPOの活動に対する区民の理解が深まり、NPO支援基金への寄附が増加するなど、活動しやすい環境が整ってきています。</p> <p>○地域社会に貢献する人材や、協働の担い手となる人材が育ってきています。</p>
---------------------------	--

		令和2年度実績	令和3年度目標	令和3年度実績
成果指標	町会・自治会加入率	44.9%	60.0%	44.5%
	NPO支援基金への寄附件数	40件	80件	52件
	すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率	77.4%	88.0%	89.6%

【所管による自己評価】

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)</p>	<p>町会・自治会活動の地域活性化に対して、区政協力委託(全体の98.7%が実施)や、町会・自治会専用掲示板設置等助成(24団体)、まちの絆向上事業助成(5団体)等による支援を行い、令和2年度に比べ助成実績はやや増加しました。一方、指標である町会・自治会加入率は44.5%(令和2年度44.9%)となり、令和2年度から微減しているため、今後も引き続き、町会・自治会活動の活性化が図られるよう支援していきます。</p> <p>NPO等の活動支援では、協働提案制度への応募が10件あり、1件を事業採択しています。NPO支援基金への寄附件数は、52件(令和2年度40件)と目標を達成することができませんでしたが、大口の寄附があったことから、寄附金額は大幅に増加しました。今後も様々な手法での寄附金獲得を検討していきます。</p> <p>地域人材の育成では、コロナ禍によりすぎなみ地域大学の講座参加者及び修了者は目標より減少しましたが、講座修了者の地域活動参加率は89.6%(令和2年度77.4%)と目標を上回っており、区民の社会参加意欲に応えることができました。また、阿佐谷地域区民センターの移転整備が完了するとともに、和3年4月にコミュニティふらっと永福を開設し、コミュニティふらっと成田についても令和4年4月の開設に向け、準備を進めました。</p>
<p>改善・見直しの方向 (中長期)</p>	<p>今後の施策の方向</p> <p style="text-align: center;">○ 拡充 ● サービス増 ○ 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合</p>
	<p>今後の進め方</p> <p>地域住民活動の支援では、町会・自治会をはじめとした多様な地域団体による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組として、ICT化への対応や他の地域団体との連携した取組に対しても支援を行います。また、すぎなみ協働プラザやNPO支援基金の運営を通して、地域の課題解決に向けた自主的な活動に取り組んでいる区内のNPO法人等の地域団体を支援していきます。</p> <p>すぎなみ地域大学では、講座で学んだ知識・技術を生かして、区の行政課題を共に解決するための人材や地域課題の解決に取り組む地域団体の人材など、様々な分野で活動する人材を育成していきます。また、すぎなみ協働プラザでは、講座の実施や相談業務を通じて団体の活動支援を行うなど、地域活動を担う人材の育成・支援を進めていきます。</p> <p>区内7地域の集会拠点として設置している地域区民センターについて、高円寺地域区民センター及び荻窪地域区民センターの2カ所の改修を行い、施設の保全の他、機能向上を図っていきます。またコミュニティふらっとの計画的整備を進め、身近な地域における多世代の交流及び活動の場を広げていきます。</p>

【外部評価】

施策内容への評価	<p>・令和3年度の施策評価に関しては、地域拠点の整備は概ね計画通り実施されているものの、成果指標として設定されている「町会・自治会加入率」「NPO支援基金への寄附件数」は目標未達、「すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率」は実績としては目標をクリアしている数値となっていますが、区の要請に応じた活動も実績に含まれていることから、実質的にクリアできているか判断できません。</p> <p>本年度の施策全体の評価としては、目標の達成状況から、特にソフト面での成果が十分に上がっているとはいえません。</p> <p>・施策の総括評価に関しても、主要指標としている上記3指標の10年間の実績から、施策全体の成果が上がっているとはいいたがたいです。</p> <p>・施策の4本柱とされている取組に関しては、以下のとおりです。</p> <p>①「地域住民活動への支援」の主活動である町会・自治会支援に関しては、加入率は年々減少し、23区平均に比べても約10%低い状況にあります。近年、高齢化や関心の低下、プライバシーへの配慮等、町会・自治会を取り巻く環境は大きく変化しており、自治型コミュニティの形成を進めるツールとしての町会・自治会の在り方を、抜本的に見直す時期にあるのではないのでしょうか。</p> <p>②「NPO等の活動支援」として実施している協働提案事業については、区が取組が進まない要因として認識している区職員の意識の問題について、当該施策の根幹に関わる課題としてしっかり捉えて対応する必要があります。</p> <p>③「地域人材の育成」については、区の要請に因らない区民の自主的な活動が推進されるよう見直しが必要ではないのでしょうか。</p> <p>④地域活動の拠点とする施設については、全体像が見えにくいです。整備・運営状況とあわせて、利便性の観点からも施設の全体像等の情報について、区民にわかりやすく提供していただきたいです。</p>
今後の施策の方向 (中長期)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	<p>・個々の事務事業の評価にとどまり、施策全体の評価がなされていません。</p> <p>・評価表の記載内容では説明が不足し、正確な情報を把握できない事業が散見されました。評価表だけで評価内容が正確に把握できるよう、区民の視点に立って、丁寧な記載を心がけていただきたいです。</p>
施策を構成する事務 事業についての意見	<p>【整理番号058】地域住民活動支援 町会・自治会加入率について、実績は減少しているにもかかわらず、目標値は年々上方修正されています。今後も加入率を成果指標とする場合は、目標値に関して、設定根拠を明確にするとともに、外部要因等を踏まえて見直すことが必要です。</p> <p>【整理番号060】NPO等活動支援 すぎなみ地域コムに関して、評価がなされていません。活動を指標化し評価を改善につなげていただきたいです。 協働提案事業については、職員の意識改革を図り、NPO等の活動支援となるよう有効に活用していただきたいです。</p> <p>【整理番号061】地域人材育成 すぎなみ地域大学講座修了者の定義が不明であり、的確な説明が必要です。修了者の活動実績には区からの要請への対応も含まれていることから、自治の観点から区民の自主的な活動を測る指標への見直しが必要です。</p> <p>【整理番号062】公共施設予約システム アンケートに寄せられた区民の声を最大限に活用していただきたいです。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【施策内容への評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3つの成果指標のうち、2つが目標達成に至らなかったことは重く受け止めており、町会・自治会活動の周知・PRやすぎなみ協働プラザと連携したNPO支援基金の普及・啓発など、ご指摘のソフト面での対策に一層力を入れていく考えです。なお、目標を達成した成果指標「すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加率」については、従来から実践コース修了者数を分母として算出しているため、その旨を評価表に明記します。 ●①について、地域の自主的組織である町会・自治会に対するご指摘は、杉並区町会連合会理事会の場で共有し、町会・自治会の加入促進と活性化に向けた自主的な取組と区の支援のあり方等を意見交換していきます。 ●②について、令和3年度以降は、毎年協働提案事業を採択しており、引き続き、人材育成部門と連携し、職員の意識向上を図っていきます。 ●③について、すぎなみ地域大学では、区のボランティアとして活動できる実践コースと地域活動のきっかけをつくる基礎コースの講座を実施しており、今後もこれらの取組を通して、区民の自主的な活動の推進につなげていきます。 ●④について、改めて、地域区民センター及びコミュニティふらっとを核とした地域活動の拠点となる施設の役割・内容等を精査の上、区のホームページ等を通じた情報提供の実現に努めていきます。 <p>【評価票の記入方法などについての評価について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年度を始期とする改定後の計画では、施策の成果指標として「地域活動に参加している区民の割合」を設定しました。今後は、この指標のもと、施策全体を評価するよう取り組んでまいります。 ●ご指摘を踏まえ、今後の評価票の作成に当たっては、区民の視点に立ち、より丁寧かつわかりやすい記載となるよう心がけていきます。 <p>【施策を構成する事務事業についての意見について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●整理番号058「地域住民活動支援」の成果指標である「町会・自治会加入率」について、現状を踏まえ、適切な目標値を設定するとともに、設定根拠を記載するようにいたします。また、当該事務事業は町会・自治会の支援のみを行うものではないため、より適切な指標の設定について併せて検討してまいります。 ●整理番号060「NPO等活動支援」について、「すぎなみ地域コム」は、「評価と課題」欄で触れていますが、今後の評価に当たっては、よりの確な評価となるよう、検討してまいります。なお、協働提案事業については、前述のとおり、人材育成部門との連携により、職員の意識向上を図ってまいります。 ●整理番号061「地域人材育成」の指標の定義が不明であり、的確な説明が必要であるというご指摘については、前述の【施策への評価について】の対処方針のとおり、評価表に明記します。 なお、現在、すぎなみ地域大学は、前述のとおり区のボランティアとして活動できる「実践コース」の講座を中心に展開しています。委員からご指摘のありました「区民の自主的な活動を測る指標への見直し」につきましては、今後、地域活動のきっかけをつくる「基礎コース」を含めた講座の充実等を検討する場合に、併せて指標の検討もしてまいります。 ●整理番号062「公共施設予約システム」について、令和6年度のシステム更新に向けたアンケートで寄せられた「スマートフォンに対応した仕様」や「予約及び抽選申込み画面の改善」等の要望を可能な限り反映させていく考えです。
-------------	---

〈事務事業評価〉

選挙に関する常時啓発活動 (No.48)

事業の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○明るい選挙の推進と政治意識の高揚を図る。 ○投票率の向上を目指す。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<ul style="list-style-type: none"> ○明るい選挙推進委員による「話しあいの会」等の啓発事業を行う。 ○新有権者への「バースデイカード」の送付・選挙に関する情報提供や「投票立会人」の募集等による若年層啓発を行う。 ○区内小・中・高校生を対象としたポスターコンクール事業を行う。 ○区内小・中・高等学校を対象とした模擬投票や生徒会選挙への物品の貸出を通じた若年層への啓発を行う。

		令和3年度計画	令和3年度実績	
指標	活動指標	明るい選挙推進委員が開催する話しあいの会等の延べ開催数	200回	29回
		模擬投票の実施校及び生徒会選挙への物品貸出校数	47校	13校
	成果指標	話しあいの会等参加延べ人数	2,000人	149人
		模擬投票に参加した児童・生徒の数	2,000人	250人
事業実績	<p>18歳を迎える新有権者に対し選挙への関心を喚起するため、例年同様バースデイカードを送付しました。令和3年度は3,665人に送付し、そのうち18人から選挙サポーターの希望申込がありました。また、明るい選挙啓発ポスターコンクールでは、昨年を大きく上回る465点の作品応募があり(昨年は268点)、明るい選挙推進委員及び選挙管理委員が選考した作品を区内2カ所で展示しました。そのほかの若年層への啓発として、若年啓発冊子の第2号を発行し区内の全大学に配布しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大懸念は今後も続きますが、感染状況を注視しながら、可能な範囲で、引き続き小・中・高等学校における模擬投票・出前授業の実施や生徒会選挙への物品貸出等に注力していきます。また、これまで実績のある学校以外にも協力依頼を行うとともに、SNSやITの活用など、新型コロナウイルス感染症の感染状況に左右されない新たな取り組みも検討していきます。</p> <p>さらに、若年層の投票率向上のため、区内大学等の若年層が集まる場所で、選挙時に使用する啓発資材へのデザイン募集や投票立会人等の従事者を広く募るなど、若年層向けの啓発事業を強化していくことが今後の課題です。</p>
-------	--

【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区の投票率は、令和3年の都議会選挙及び参議院選挙において、全国・東京都の投票率を上回っており、コロナ禍にあっての啓発活動としては機能していると判断できません。 ・区が課題とする若年層への啓発について、他自治体の取組を参考にしつつ、直接的な若年層への働きかけだけでなく、杉並区の強みを活かした活動という観点でも検討されてはどうか。例えば、子育て世代への取組は家庭での主権者教育等により若年層への啓発にもつながるのではないのでしょうか。 ・選挙サポーターによる啓発活動について、選挙時にとらわれず、常時啓発活動への参加を働きかけてはどうか。 ・投票所における視覚・聴覚の不自由な方への対応について、今後もそうした方々の声に耳を傾けて対応いただきたいです。
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたって、活動指標・成果指標が活用されていません。 <p>評価の際は、活動指標・成果指標の実績をもとに、目標達成状況を数値で示すことにより、評価の根拠を明らかにした上で、評価を実施することが必要です。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価について】</p> <p>○区が課題とする若年層への啓発に力を入れていきます。特にSNSを活用した啓発活動は、直接的な若年層への働きかけだけでなく、拡散による間接的な働きかけになると考えます。このような考えから、令和4年の杉並区長選挙では区公式ユーチューブを使用して現役高校生にいかにも簡単に投票ができるかを体験する動画を広報課と協力して作成しました。今後も、若年層に向けた啓発活動の更なる充実について検討してまいります。</p> <p>○選挙サポーターによる啓発活動について、選挙時にとらわれず、常時啓発活動として行っているポスターコンクール審査会や模擬投票・出前授業への参加を呼びかけてまいります。</p> <p>○投票所における視覚・聴覚の不自由な方への対応については、新たに導入する視覚障害者用調光式ライトのように、障害者の声をしっかり聞き、政策に生かしていきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】</p> <p>○活動指標及び成果指標の目標値が適切に設定できていないため、今後は前年度等の実績を参考にし、目標値を見直します。</p>
-------------	--

〈事務事業評価〉

監査委員・事務局の運営 (No.51)

事業の目的・目標	○区の財務会計及び事務執行について、公正かつ効果的に各種監査を実施し、区民から信頼される区政の実現を目指す。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○毎年度、監査委員が決定する監査方針に基づき、定期監査、工事監査、行政監査、財政援助団体等監査、例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査、内部統制評価報告書審査を実施する。 ○住民監査請求による監査を実施する。 ○上記の監査を円滑に実施するため、監査委員会議の運営を行う。

			令和3年度計画	令和3年度実績
指標	活動指標	監査実施件数	195件	195件
		監査委員会議開催回数	48回	45回
	成果指標	指摘、注意及び意見・要望事項についての対応状況	100%	100%
		指摘、注意及び意見・要望事項の件数	0件	32件
事業実績	<p>定期監査は庁内各課及び46施設で実施し、指摘1項目1件、注意13項目19件、意見・要望1項目2件、工事監査は2件実施し、意見・要望4項目4件、財政援助団体等監査は37団体を対象として実施し、注意3項目4件がありました。また、行政監査、例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査、内部統制評価報告書審査を実施したほか、住民監査請求が2件、職員の賠償責任に関する監査が1件提出され監査を実施しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>新型コロナウイルス感染症の再拡大を考慮し、各部局の負担軽減と即応力の確保を図るため、定期監査、工事監査及び財政援助団体等監査の監査対象を減じて実施しました。</p> <p>合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、定期監査をはじめ工事監査、決算審査など195件の監査等を実施し、不適切な事務処理などについて指摘・注意等を行った結果、所管部局において改善など適切な対応がなされました。また、決算審査意見書において、今後の区政運営について、「持続可能な行財政運営」、「総合計画及び実行計画の着実な推進」、「職員の育成」、「ICTを活用した区民サービスの向上等」の4項目について意見・要望を付しました。令和4年度も効率的かつ効果的な監査を実施し、行財政運営のチェック機能を果たすとともに監査の充実・強化を図っていきます。</p>
-------	--

【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<p>当年度の事務事業内容について、特に問題となる気づき事項はございませんでした。なお、監査委員会事務局メンバーの監査スキルの向上は、地方自治体での全般的な課題となっておりますが、杉並区の監査委員事務局が監査スキル向上のために実施している研修等の取組について、事務事業評価表の記載からは読み取れないため、こうした取組の活動指標への設定を検討すると良いと思われれます。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>①「監査委員会議開催回数」が活動目標(2)として設定されていますが、計画回数と実績値の差異は、住民監査請求数等によって生じるもので、差異があると何か問題であるといったものでないため、活動目標の対象としては、あまり有意性がないので、活動目標の見直しを検討すべきと思われれます。</p> <p>②成果指標(2)の「指摘、注意及び意見・要望事項の件数」の計画値が令和2、3年ともゼロとなっており、実績値はそれぞれ32件となっておりますが、計画値がゼロというのは現実的な数値ではなく、計画値と実績値の差異からの有意な分析ができないため、前年までの実績値などを参考に今年度の計画値を設定し、計画値と実績値の差異からより有意な課題等の抽出がえられるよう検討すべきと思われれます。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価】 杉並区監査委員監査基準第7条第2項で、「監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が監査基準に則って遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする」と規定しており、監査委員事務局職員の監査スキル向上の必要性は十分認識しています。</p> <p>そのため、監査委員事務局では、代表監査委員や事務局職員によるOJTを実施し、また、定期的に事務局内でミーティングを実施し、監査に関する知識・情報の共有化を図っています。加えて、特別区監査委員協議会、城西地区監査委員協議会、全都道府県監査委員協議会連合会、日本経営協会等が実施する研修を受講しています。</p> <p>以上のような監査委員事務局職員の監査スキル向上のための取組は、既に定着したものであり、今後も継続的に実施するものです。</p> <p>これを改めて活動指標とすることが適当か検討いたします。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 ①活動指標(2)「監査委員会議開催回数」について これに代わる指標としては、「監査の質の向上」が考えられますが、数値の設定が困難です。</p> <p>②成果指標(2)「指摘、注意及び意見・要望事項の件数」について 当該件数については、「0」であることが望ましいことから、従来から計画値を「0」と設定しています。</p> <p>指摘や注意の多くは、法律や区が自ら定立した規範・ルールを逸脱したことが原因です。ルールを守ることは当たり前のことであり、「0」以外の計画値を設定することは、「現実的」かもしれませんが、ルール逸脱をある程度容認することとなり、監査委員としては採ることができないものです。</p>
-------------	--

〈事務事業評価〉

体育施設の維持管理 (No.112)

事業の目的・目標	施設を常に良好な状態に保ち、すべての区民にスポーツ活動の場を提供する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○運動場12か所、体育館6か所、プール5か所の維持管理を行う。

		令和3年度計画	令和3年度実績
指標	活動指標	延べ利用者数	1,200,000人
事業実績	<p>9施設について、令和4年度以降の次期指定管理者を選定し、指定管理者が変更となる施設について事業者間の業務引継ぎを円滑かつ適切に行いました。</p> <p>また、各施設においては、安全・安心に施設を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した運営を行いました。施設整備については、上井草スポーツセンターの運動場防球ネット改修工事などの老朽化対策、高井戸温水プールの特定天井安全対策工事等を実施しました。</p>		

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>コロナ禍において、各施設では、国等のガイドラインを踏まえた利用人数の制限や定期的な消毒などの感染症対策の徹底を図りつつ運営し、教室参加者を含む施設利用者は、コロナ前の利用実績の9割程度まで回復しました。</p> <p>今後は、各施設における設備の老朽化や安全面への対応が必要となることから、耐用年数などを考慮しながら、計画的な改修・修繕等を進めていきます。</p>
-------	---

【外部評価】

事業内容への評価	<p>○活動指標である延べ利用者数の実績が計画値を上回っている点は評価できますが、おそらくコロナ禍の影響もあり、令和元年度実績に比べると、いまだ回復しきってはいない状況です。令和4年度の計画値(1,500,000人)の達成状況を注視するとともに、同年度から新たに導入した体育施設の3グループ化の効果や課題を検証して、今後の効果的・効率的で区民ニーズに対応した施設運営につなげていっていただきたいと思います。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○9施設について、令和4年度以降の次期指定管理者を選定し、円滑かつ適切に引継ぎを行ったとのことですが、引継ぎが適切に行われるべきであることは当たり前のことであり、むしろ複数施設をひとつのグループとして一つの指定管理者がスケールメリットを活かした管理・運営を可能にしたことへの言及や、期待される今後の方向性に関する記述が欲しいところです。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【事業内容への評価】 令和4年度の指定管理者による各体育施設の運営は、総じて円滑に行われており、令和4年度の延べ利用者数は計画値の達成が見込める状況で推移(令和4年12月末現在で約113万8千人)しています。引き続き、こうした運営状況を注視するとともに、現在、全庁的に進めている指定管理者制度の検証の中で、ご指摘の効果や課題、今後の対応などを取りまとめていきます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】 業務引き継ぎについては、次期指定管理者の選定後の実績として記載したものです。前述した検証を通じて、指定管理者制度の効果や課題等を明らかにし、今後のより良い施設運営につなげていく予定であり、次回の評価に当たっては、これらの内容を記載していきます。</p>
------	---

〈事務事業評価〉

学童クラブ事業 (No.259)

事業の目的・目標	○家庭、学校、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るなど、児童の健全育成支援を目的とする。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○児童一人ひとりが尊重され、安心して安全に、楽しく過ごせる放課後等の集団生活の場を提供する。 ○児童の受入時間 平日 下校時から午後6時まで (延長利用は午後7時まで、学校休校日は午前8時から受入) 土曜日 午前8時30分から午後5時まで 休業日 日曜、休日、年末年始

			令和3年度計画	令和3年度実績
指標	活動指標	学童クラブ数	48か所	48か所
		受入可能枠	5,557人	5,557人
	成果指標	入会児童数	5,178人	4,983人
		待機児童数	0人	242人
事業実績	<p>区立学童クラブ(直営28クラブ、委託20クラブ)の運営のほか、民間学童クラブへの運営費の補助や区立学童クラブを利用している就学援助受給世帯等へのおやつ代の助成を実施しました。</p> <p>令和4年4月から新たに4学童クラブ(桃一、八成、桃三、井荻)の運営を委託するため、事業者の公募・選定や引継ぎ等の準備を進めました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>増加する学童クラブ需要に対応するため、令和4年4月に向けて、7所の小学校内へ学童クラブの整備(移転整備含む)、3所の既存学童クラブの拡張などに取り組み、418名の受入枠を拡大したことにより、当該学童クラブでは概ね待機児童の解消を図ることができました。しかし、学童クラブは児童の自力通所であることから、広域的な入会調整が難しく、局所的に待機児童が発生し、全体として待機児童の解消には至りませんでした。すべての地域において待機児童解消を果たせるよう、児童館再編の取組を急ぐ必要がありますが、学校内移設等を直ちに行えない地域もあり、他の手法についても検討する必要があります。</p>
-------	---

【外部評価】

事業内容への評価	<p>①令和4年は、前年より500名の入会児童数の増加がみられるのは、取組みの成果であるといえます。一方で、待機児童数が3年連続で240名余りですが、これは局所的な不足とのことでした。代替策を講じていることは評価できる点ですが、行動範囲の狭い子どもに安定した居場所を提供する観点から、各地域における必要人数に応じた学童クラブの増加、受入れ可能枠の増加を引き続き、検討していただきたいです。</p> <p>②アンケート結果を資料として受け取りましたが、アンケート実施は、委託のクラブのみで直営クラブでは実施していないとヒアリングで説明がされました。今後、第三者評価を導入される中で直営クラブにおいてもアンケートは実施されるとのことでしたが、第三者評価をまたずに、アンケート実施を検討していただきたいです。</p> <p>③アンケート結果によって改善された事項について、区民に示していくことはなされていないとのことでしたが、今後、区民の意見によって行われた取組みを示すことは重要であると考えますので、是非、示していただきたいです。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>①「計画(目標値)に対する実績(指標の分析等)」において、結果については記載されていますが、この分析についても記載するよう、検討していただきたいです。質疑において、待機児童は特定の学童クラブに「集中している」との回答がありました。このことについては、記載があると良いと考えられます。</p> <p>②質評価が課題となっていることが、令和5年度の方針に、医療的ケア児受入れ、学童クラブ入退室管理システムの導入等が示されている点から拝察されます。今後、この点の評価指標への追加の可否、少なくとも、事業実施状況への記載を期待したいと思います。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【事業内容への評価について】</p> <p>①区では、増加傾向にある学童クラブ需要に応えるため、学童クラブの整備・充実を区の計画上、重点的な事業と位置付けて、計画的に整備しています。ご指摘のとおり、各地域における必要人数に応じた学童クラブの増加、受入れ可能枠の増加を引き続き、検討してまいります。</p> <p>②今年度より開始した第三者評価には、委託の学童クラブだけではなく、直営の学童クラブも対象に含めて、利用者アンケートを実施しています(直営6クラブ)。今年度、アンケートの質問項目が固まったことから、来年度以降、毎年、直営、委託を含む全ての学童クラブでアンケートを実施していきます。</p> <p>③利用者の声によって改善された事項が、より利用者に伝わるよう、情報発信に努めてまいります。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価について】</p> <p>①ご指摘を踏まえて、今後の評価にあたっては、なぜ待機児童が発生しているのかについても、記載していきます。</p> <p>②受入枠の拡大を進めるとともに、学童クラブの運営の質の向上に向けた取組が重要であると考えています。ご指摘を踏まえて、今後は量に加えて、質の評価についても、事務事業評価表に盛り込んでいきます。</p>
------	---

〈財団等経営評価〉

公益社団法人 杉並区シルバー人材センター

事業目的	社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会との連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。	顧客	区内在住の高齢者及び発注者
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供 2 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施 3 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業 4 事業目的を達成するための調査研修、相談及び事業の企画運営 		
区による評価 (二次評価)	<p>○コロナ禍が依然として大きく影響しているが、中期計画の見直しや地域班の再編など、社会の変化に対応しようとする動きをしており、今後の団体の在り方についてもSNSの活用等新しいものも積極的に取り入れていく姿勢が見て取れます。</p> <p>○分室統合や東京しごと財団の実施する「就業開拓モデルセンタープロジェクト」への参加は、組織改革や就業開拓への具体的な行動として評価することができます。特に、「就業開拓モデルセンタープロジェクト」は、東京しごと財団から就業開拓先の積極的な訪問をはじめ、組織改革や事業を進めるうえでの課題の抽出など、今後の事業展開に関する貴重なアドバイスが受けられる複数年事業であることから、この機会を生かしてシルバー人材センター組織の更なる効率化、より一層の就業機会の拡大につなげていくことを期待します。</p>		

【外部評価】

対経営状況に 評価	<p>コロナ禍で新たな派遣事業などに取り組んで就業先の開拓に努めていることは評価できます。ただし、区からの補助金と受託事業が収入の多くを占める状況であるので、より収益力を高めるか効率的な運営に努める必要があります。都内他区のシルバー人材センターと情報交換をしていることから、経営指標などについてベンチマークして改善できる点がないか検討することも必要と思われます。収益力を高めるには技術や技能向上が重要であり、より収益力が見込まれる業務を受注するために会員から募ってもらう少し高度な講習をすることで改善できるかもしれません。単純業務以外の仕事をするのが社会参加や生きがい創造により資することにつながる可能性もあります。常勤換算職員当たり約2400万円の事業収入に対し、一人当たり人件費は約500万円であり、人材派遣業者などと直接比較はできないものの目標設定をすることも検討してよいかもしれません。</p>
評価表記入方法 などの評価	<p>評価指標は団体の目的に沿った活動と成果に限定していますが、活動機会の確保という観点からは就労人員時間を会員数×希望労働時間(年間)で除した指標などが望ましいのではないのでしょうか。経営分析の指標は概ね妥当ですが、目標値の設定もあってよいのではないのでしょうか。また、業務委託費が適切か、負債の水準が問題がないかの指標もあるとよいのではないのでしょうか。就労拡大・就業機会の提供による地域貢献と財務の自律性のバランスはどの程度ならば満たされていると判断するか、区と団体が話し合っ方向性を示すことが将来的に必要です。ジェンダーや年齢などによる就業機会の公正性ややりがいをどう確保するかも課題です。派遣業務を充実するとすると他の民間の派遣事業との棲み分けをどうするかを検討しておくことが望まれます。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

【経営状況に対する評価について】

○シルバー人材センターは、区から独立した団体であることから自立性を高める必要があり、区からの補助金や受託事業に依存しないよう、新たな民間受託事業の開拓を進めるとともに、オンラインツールを活用したり、デジタル化を進めるなど一層の事務効率化に努めます。

○そのために、東京都しごと財団主催の講習の活用、自主講習会の企画実施などにより会員のスキルアップを加速するとともに、需要のある分野でとリンクした会員募集などを検討していきます。

○なお、職員一人当たり事業収入は他の財団に比較すると高額ですが、事業収入の9割を会員への分配金としているシルバー人材センターの性質上、他財団及び一般の人材派遣業との単純な比較は困難であり、都内他区シルバー人材センターなどの情報を収集し、経営状況に対する改善や評価に反映する方法などを検討していきます。

【評価表記入方法などの評価について】

○シルバー人材センターにおける就業の機会の提供は「いきがい就労」として高齢者福祉的要素を持つことから、「福祉サービスの公平な享受」を確保していくことが求められています。会員の希望を踏まえ、ジェンダーや年齢などによる機会の公平性、生きがいの創出に努めていきます。

○活動機会の確保という観点での評価指標の在り方については、加齢や健康状態の変化により就業よりいきがい活動や地域貢献活動へ重点を変えていく会員も一定数おり、また、年度途中の加入脱退など変動要素も大きく、就労希望時間(年間)を把握するのが非常に困難な状況がたまります。しかしながら、会員の希望にどれだけこたえられているかという視点が必要だということは委員ご指摘のとおりであり、適切な評価指標については今後検討していきます。

○公益社団法人として「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が適用されることから、シルバー人材センターの財務では収支相償を前提としています。このため、余剰金が発生した場合、その解消を速やかに計画するため、単年度の経常収支ではマイナスとなることがあります。健全な経営の指標としては、年間運用資金として年間事業収入の1カ月分の運営資金が確保されていれば適正な事業運営がされていると考えています。

○区からの収入が多くを占める現状から、団体として財務の自立性を高めていく必要があることは明らかであり、今後、シルバー人材センターと区で補助金比率の適正值などに関して検討してまいります。

○なお、シルバー人材センターの派遣についても基本は臨時的かつ短期的または軽易な業務であり、特例により週40時間までの就業を可能とする場合にも、民業圧迫などが起こることのないような仕組みが設けられており、民間との棲み分けができているものと考えています。

第3章 まとめ

1 令和4年度評価を終えて

(1) 令和4年度の外部評価について

当委員会では、平成14年度から、杉並区及び団体による自己評価表（施策評価表、事務事業評価表、財団等経営評価表）に基づいた外部評価を実施しています。外部評価に当たり、今年度は、所管課との質疑・意見交換の実施に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から休止していた現地視察も3年ぶりに実施したことから、委員が施策や事業の内容への理解を深めた上で、委員の専門的知見による意見や提案を直接所管課に伝えることができ、充実した委員会活動となったと考えます。

さて、杉並区は、令和4年度行政評価の目的として、①旧総合計画・実行計画における施策・事務事業の評価・検証、②職員の政策形成能力の向上、③説明責任と区政の透明性の確保を掲げています。今年度は、これまで非公開としてきた外部評価委員会における所管課との質疑・意見交換を公開するなど、区民に向けた説明を積極的に行う姿勢が伺えました。

一方で、区による自己評価については、指標が妥当でないものや、区の取組実績の記述にとどまり評価にまで至っていないものなどが見受けられました。区が掲げる行政評価の目的を果たすためには、職員一人ひとりが評価を行う意味を理解し、施策の目標達成を意識して事業の見直し・検討を行うことが重要です。また、評価表の作成に当たっては、区民にとって分かりやすいものとなるよう、表現の工夫などに努めていかなければなりません。

上述した観点のもと、当委員会は、杉並区及び団体が実施した自己評価表の分析を行い、目標未達の要因分析や今後の取組に至るまで、幅広くアドバイスを行いました。

今後、当委員会の指摘や助言を踏まえ、所管課において取組内容の検証や見直しを進めていただくとともに、今回、外部評価の対象となった所管課のみで完結することなく、全庁で広く外部評価の結果を共有し、実効性のある評価となるよう活用していただくことを願います。

なお、各所管課に対して指摘した主な内容は、次のとおりです。

○活動指標・成果指標の設定根拠や、事業コストが大幅に変化した場合の理由など、評価表の記載内容では説明が不足し、正確な情報を把握できない事業が散見された。評価表だけで評価内容が正確に把握できるよう、区民の視点に立って、丁寧な記載を心がけたい。

7ページ（災害に強い防災まちづくり）、22ページ（地域住民活動の支援と地域人材の育成）ほかを参照

○子育て世帯全体の指標を成果指標にするのは子育て政策全体の指標ならば適切だが、対象集団が限定されている場合には集団にあった指標を設定することが重要である。

15ページ（子育てセーフティネットの充実）を参照

○計画値が実績値を下回っている場合、目標未達の原因分析や対策について記載をすべきである。

18 ページ (学校教育環境の整備・充実) ほかを参照

(2) 行政評価制度について

平成11年度の事務事業評価の導入以降、行政評価は杉並区のマネジメントサイクルの一環として定着し、他の自治体からも先進的な制度として注目されてきました。また、評価制度の改善にも努め、平成27年度からは行政評価システムを導入するなど評価作業の効率化を図り、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果を上げてきました。しかし、行政評価制度に関しては、杉並区に限らず「評価疲れ」や「評価制度の形骸化」により行政評価を実施することが目的化している傾向が指摘されています。昨年度に区が実施した職員アンケートでは、行政評価に対する職員の負担感が大きいことや評価結果が業務改善につながっている実感が低いという課題も報告されたところです。

今年度は、こうした行政評価における成果と課題を改めて整理し、区政運営のPDCAサイクルを一層機能させるとともに行政評価に係る業務の効率化を図るため、区において行政評価制度の見直しの検討が行われ、当委員会からも評価結果の有効な活用や職員の負担軽減などの観点から様々な意見を述べさせていただきました。新たな行政評価制度においては、評価と予算の連動性を強化し、評価の実効性を高めることや、成果指標を性質別に分類し、その中から施策や事務事業の目的に応じて最適な成果指標を設定することによって、区の取組や成果を適切に分析・評価できるようにすること、評価作業を効率化し、職員の負担軽減を図ることなどが盛り込まれています。令和5年度からは、この新しい制度に基づき行政評価を行っていくこととなります。職員の皆様には、この機を捉え、改めて行政評価の意義や目的を理解いただき、行政評価が事務事業の改善・見直しや最適な財源配分に十分に活用されるものとなること、課題の要因分析や改善策の立案のために有効に機能すること、評価作業の効率化による職員の負担軽減を通して、制度の持続可能性が確保されることを期待します。

この間の原油・原材料価格の高騰に伴う経費の増加をはじめ、区を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、区には、常に時代の先を見据えた区民サービスを提供できる区政運営を行うことが求められます。また、令和5年度は、総合計画の2年目に当たる年であるとともに、計画の改定作業が行われる年でもあり、基本構想に掲げる区の将来像の実現に向けて着実に取組を推進することや、現状と課題を的確に捉え、次期計画へのスムーズな移行と新たな計画の下での連続的で効果的な取組の実施へとつないでいくことが肝要です。杉並区をより良くするために何をすべきかという視点に立って評価を行い、その結果を施策や事業の質の向上につなげていけるよう努めていただくことを望みます。

2 各委員の主な意見

各委員から出された令和4年度行政評価への主な意見は、以下のとおりです。

(1) 施策評価・事務事業評価・財団等経営評価に対する外部評価について

- 外部評価の対象は一部であるが、担当課などとのヒアリングや現地調査を通じて施策や事業の内容を理解することにより、的確な評価が実施されるようになっていると判断します。その際、業務内容や活動と評価表とのギャップを強く感じる場合があります。評価表では業務のうち特定の項目や内容に焦点をおくため、最も重要な活動や成果であっても定量的な表現ができなかったり、定性的でも表現が難しい項目があると記載漏れになります。福祉分野に多いものです。しかし、こうした内容は外部評価のコメント欄を通じて明らかにすることで、結果的に区の評価の補完を外部評価が担うこととなります。本来的な外部評価の機能ではないかもしれませんが、こうした機能を区民や区議会にも理解していただくことが重要と思います。
- 今後の施策の方向として「拡充」、「サービス増」、「現状維持」、「効率化」、「縮小・統廃合」からひとつを選択することになっていますが、所管による自己評価の記述からは何故にその方向性が選択されたのかが分からない場合があります。また、総事業費や単位当たりコストが大幅に変化した理由、計画値を見直した理由、計画値と実績値が乖離している理由、活動指標と成果指標の設定根拠や連動性などの説明を欠いており、それらの妥当性が判断できない場合が多々あります。施策、事務事業、改善・見直しの方向の妥当性を判断するうえで必要な情報が、十分かつ分かりやすく記載されていることが重要であり、そのことを意識した記載が求められます。
- 区長から独立した組織の事務事業で、活動指標は当該組織の取組であるにも関わらず、成果指標には区長部局の取組が大きく影響する指標を設定しており、活動指標と成果指標の関連が薄いと思われる事務事業がありました。また、当該事務事業においては、計画値と実績値が乖離しているにもかかわらず、その原因分析や対処方針が記載されていませんでした。取組の成果を適切に測ることのできる指標を設定すること、その上で、目標未達の場合にはその原因を分析し、その結果と対処方針を記載することが重要だと思われます。
- 外部評価に対する所管の対処方針は、外部評価委員とのやり取りを踏まえて、概ね妥当な方針が示されたと思われます。ただ、外部評価では、本年度も依然として、指標の見直し、わかりやすい記載や未達の要因分析の徹底等の指摘がなされており、これまでの外部評価における指摘について全庁で共有できているとは言いがたい状況です。外部評価の結果について、しっかりと横展開を図り、実効性のある評価となるよう活用していただきたいと思います。
- 事業は、関係機関、関連部門と連携しながら行っていくものが多くみられますが、この連携の部分、さらには、区役所の担うべき役割について、明示されることを期待いたします。評価の内容が区民に理解されるような資料とすることを考慮すると、特に必要なことであると考えます。
- レベルにあった指標が設定されていないことにより、適切な評価が実施されていない施策・事務事業が散見されました。政策・施策・事務事業の体系を可視化し、指標を政策体系にプロットすることにより、指標のレベルの妥当性が判断できることから、政策体系の明示を指標の改善につなげていただきたいと思います。
- 目標値の設定について、最終的に区が目指す姿を毎年度の目標値に設定している事務事業がありましたが、当該年度での達成は、現実的ではないと見受けられました。計画値と実績値の差異からの有意な分析ができないため、前年までの実績値などを参考に今年度の計画値を設定し、計画値と実績値の差異からより有意な課題等の抽出が得られるよう検討すべきと思われます。また、具体的な数値目標を設定せず、増加または減少させるといった方向性のみを設定し、実績値がその方向性に向かっているかを評価するといった方法も考えられます。

- 今まで、外部評価の対象は、ローテーションベースとなっていますが、リスクアプローチ的な考えも取り入れ、目標に対する実績が低い事業領域に対して重点的に対象とするなどのやり方も検討すべきと思われます。
- 外部評価の所管課へのヒアリング時間等の制約があり、評価表の文書上の不備等に対する評価に重きが置かれていますが、より、行政評価自体の仕組みに関するPDCAの評価も外部評価のスコープに取り入れていくとよいと思われます。
- 事務事業の外部評価結果の記載内容とそれに対する区の対処方針の記載について、施策評価と同様に、外部評価委員による区の担当者へのヒアリングの時間を短くても確保すべきものと思われます。また、施策評価の外部評価における外部評価結果の記載内容とそれに対する区の対処方針の記載に関する外部評価委員と区の担当者とのヒアリング時間について、協議する時間が短すぎたため、来年度は、時間割についても直されるべきものと思われます。

(2) 杉並区の行政評価制度について

- 区の行政評価制度は現在移行時にあり、総合計画の見直しに合わせて評価制度がより有効で職員にも利用されやすいものになることを期待します。特に、職員にとっては負担感が強く、区政や業務改善につながっていないという実態のようなので、評価制度の理解を初心に戻って再認識することが必要です。職員の仕事量や負荷が増えているようなので、評価を通じて働き方改革を通じた業務の見直しを図ること、区民や議会に対しては業務につき説明責任を負っていますのでわかりやすい結果の報告と計画や予算への反映が求められています。すぐ業務の改善にならなくても、原課の仕事を区民に理解してもらう資料として認識し、区民モニターらにランダムに担当して事務事業を観察してもらうことを通じて理解者と監視者の役割を担ってもらうことも検討してよいかもしれません。毎年度の周期と数年の周期でPDCAを廻していくことが肝要です。
- 杉並区では、令和5年度に新制度の運用をスタートさせ、令和7年度に新システム稼働が予定されています。
令和5年度・6年度は実質的に本格稼働に向けた試行期間との位置づけになると思いますが、制度を運用するのは職員であることから、試行期間においては、評価の実施のタイミングや評価シートの使いやすさ、サポート体制等職員の声に耳を傾け、新制度が、職員が納得して評価に取り組める制度となるよう期待します。
- これまでの杉並区の行政評価制度においては、職員のアンケート調査等により、課題として評価結果の活用が挙げられており、評価の目的を最適な財源配分につなげることとする新制度においても大きな課題です。
評価結果を活用するには、予算や区民への説明責任の仕組み等環境整備とあわせて、評価の質・妥当性が担保される必要があります。そのためには、職員の評価のスキルアップは必須となります。全庁レベルで、評価への理解・評価スキルの向上を図るさらなる取り組みが必要と考えます。
- 評価指標が的確に設定されていないという課題は、毎回話題となっています。今回、改定が行われますが、この点に関する具体的な検討がなされることを期待します。
- 行政評価の目的、活動指標と成果指標が連動する関係にあるよう適切に設定すべきこと等を研修を通して各部署に周知徹底するとともに、設定された指標が適切なものか等、評価の適切性を企画課等でチェックを行う体制をさらに強化すべきと思われます。

- 令和4年度は旧基本構想・総合計画の最終年度にあたる令和3年度の目標・実績を踏まえた評価を行ったところですが、新総合計画に切り替わる計画期間の狭間に当たるとの理由で、目標値も実績値も示されていない（「0」となっていた）事務事業がありました。行政評価は、新旧計画期間を跨いで、むしろ連続的で効果的な行政運営がなされることを確保するための手段としても機能すべきものであると考えます。そうすると、計画期間の狭間であったとしても、次期計画へのスムーズな移行と新たな計画のもとでの取組みの効果的な実施を念頭に置いて、行政評価制度を活用していくという意識が重要であると思われまます。
- PDCAサイクルの点検、予算策定の資料とする等の観点から、評価シートの様式が決められていますが、即座に対応すべき内容の適格性について評価することが、上記とともに必要であると考えられます。この点は、現段階では自由記述欄の活用により補っていますが、今後、より積極的に位置付けることについて、検討していただきたいと考えます。
- 年単位の経過を通じて、アンケートを参考資料としてあらかじめ提出される等、変化してきている点について、評価します。今年度の会議では、外部評価の内容を、区民に理解できるよう、記述の際に留意すべきということが、たびたび話題になりましたが、この点については、早急に達成すべき課題として、取り組みを進めることを期待します。

(3) 入札及び契約に関する外部評価について

- 毎年度の入札で議論になるのは、地元業者における1社入札や継続的に同一業者との契約になっている案件です。地域振興の観点からは公契約において理解できる点ですが、地元業者の公契約への過度の依存や固定的な関係はかえって契約の透明性や効率性を阻害する危険性もあり、モニタリングが必要です。また、業務内容によっては企画や品質を重視するものもあり、総合評価方式の積極的な採用とその後の追跡調査が必要だと思います。施設などの完成後の維持管理や補修あるいは耐用年に総合評価方式の方が有利であれば、初期費用だけの競争入札ではかえって不経済になります。
- ・総合評価や指名競争入札を採用している場合であっても、結果的に一者応札となり、こうした方式のメリットが活かせず、競争性が働いていない事例があります。
 ・指名競争の場合は、区内事業者を育成・支援するという政策的な意図があることは理解できますが、登録のある区内事業者に限定することによって、辞退者が多く競争性が働かないといったことや、事業者の固定化が生じているといった状況があります。
 ・見積もり競争の場合、複数事業者から見積もりを徴取することになりますが、事業者間の見積算定額の差を十分に検証できるような内訳まで確認できる状況になく、予定価格の算定にあたっての見積徴取の意義が十分に発揮できていないと思われまます。複数事業者という場合、最低でも三者以上から徴取すべきです。また、見積りを踏まえた予定価格の算定方法にも改善の余地があります。

以上の問題点を確認したため、改善策の検討と実施を期待します。

- 契約の対象区域が地域ブロック毎に分かれている案件に関しては、1ブロックのみ抽出し審議案件とするのではなく、全ブロックを審議対象とするか、それが困難な場合は全ブロックに係る情報も把握した上で当該案件について審議することが妥当と考えまます。
- 総合評価方式を採用する際は、技術点の利点を活かせるよう、価格設定の適正化を図るべきと考えまます。また、予定価格の設定において、下見積りの扱いに際して適正な取扱いがなされるよう、対応が必要です。

- 現在膨大な入札案件のうちサンプルで8件程度を評価対象としていますが、評価する対象が極めて限定的なものとなっています。データ分析の手法も取り入れ、2、3年の落札率等の比較などを行って、認識された異常値のある入札領域を対象に外部評価を行うなどのアプローチの改善を検討すべきと思われます。
- 入札、契約については、説明からは、制度そのものの改革が進んでいることが理解されます。一方で、現実的な対処を行う必要があるためか、説明責任の点で難があり、恣意的と取られかねないものがあることも今回は課題となりました。より、公平で的確な処理ができるよう、さらに検討を重ねることが求められていると考えます。外部評価としては、配布資料に基づく1件ごとの検討のみならず、経年での比較検討、入札対象の会社・団体ごとの落札状況等、さらに深い検討を行っていきたいと考えます。

資料編

【資料1】 外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
いわ した ひろ み美 岩 下 廣 美	岩下公認会計士事務所所長 株式会社サイバープロテック代表取締役社長 公認会計士協会 東京会 杉並会副会長 ISACA(情報システムコントロール協会)東京支部基準委員会委員
○おく ま み美 奥 真 美	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 総務省「官民競争入札等監理委員会」専門委員
たか やま えり こ子 高 山 恵 理 子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
た ぶち ゆき こ子 田 渕 雪 子	行政経営コンサルタント 総務省 政策評価審議会委員 総務省の政策評価に関する有識者会議委員
◎やま もと きよし ◎山 本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授 東京大学名誉教授 財務省政策評価懇談会委員 国土交通省政策評価会委員 国立国会図書館契約等監視委員会委員

◎は会長、○は会長職務代理

※所属は、令和5年3月現在

【資料2】 令和4年度外部評価委員会の活動

回	日 程	内 容
第1回	令和4年 8月 8日	令和4年度外部評価の進め方について
第2回	令和4年10月21日	所管課ヒアリング・現地視察
第3回	令和4年10月27日	所管課ヒアリング・現地視察
第4回	令和4年11月 4日	所管課ヒアリング
第5回	令和4年12月26日	令和3年度入札及び契約に関する外部評価
第6回	令和5年 1月31日	(1) 令和4年度行政評価に対する外部評価 (2) 令和4年度外部評価のまとめ

所管課ヒアリングと現地視察



▲ 所管課ヒアリングの様子



▲ 現地視察の様子（馬橋ほんむら公園）



▲ 現地視察の様子（阿佐谷地域区民センター）



▲ 現地視察の様子（阿佐谷地域区民センターの屋上にある阿佐谷けやき公園）

視察場所について

日付	視察場所
令和4年10月21日	○杉並子ども家庭支援センター（施策2-1関係） ○阿佐谷地域区民センター（施策3-2関係） ※複合化された児童館、屋上の阿佐谷けやき公園も併せて視察した。
令和4年10月27日	○馬橋通り、馬橋ほんむら公園（施策1関係）

【資料3】

杉並区外部評価委員会条例

平成26年 3月18日

条例第3号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

みどり豊かな 住まいのみやこ

令和4年度
『杉並区外部評価委員会』報告書

登録印刷物番号

04-0114

令和5年3月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

☆杉並区のホームページでご覧になれます

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>